

29監特第70号
平成30年 3月23日

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 2月 5日に提出された29監特第51号の名古屋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件請求は、大高城跡公園の維持管理について、都市公園法施行令や土砂災害防止対策の法令における条文の趣旨から判断すれば行うべき遊具の撤去・移転や使用禁止措置等の対策をせず、大高城跡公園の維持管理をし続けることは不適切な公金の支出にあたる、及び急峻な崖下に設置された公園施設において、不慮の事故（土砂災害）に児童らを巻き込んでしまったら、言い逃れはできず、遺族から高額な賠償責任を負う羽目になると主張し、予防又は是正するために必要な措置を講じることを求めているものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるよう

に個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していただければならないとされている。

さらに、未だなされていない財務会計上の行為に係る住民監査請求は、財務会計上の行為が相当の確実さをもって予測される場合にその対象に含まれるが、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、「単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当な確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す」と解されている。

本件請求において、請求人は本市が遊具の撤去・移転や使用禁止措置等をすべきと主張しているが、当該大高城跡公園には適用されない条文を前提とした請求人の意見を述べているにすぎず、大高城跡公園の維持管理に係る財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

また、請求人は大高城跡公園において不慮の事故（土砂災害）があった場合の賠償金の支出についても本件請求の対象としているものと思料されるが、現時点では賠償金の支出が相当の確実さをもって予測される場合とは言えない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)